

論点に対する回答（経済産業省・環境省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省・環境省
論点	<p>1. エネルギー使用の合理化等に関する法律・地球温暖化対策推進法</p> <p>① 省エネ法・温対法、地球温暖化防止条例に基づく報告に重複感があり事業者負担が大きいとの意見に関し、例えば、共通様式を作成し、報告を一元化することにつき、検討する余地はないか。それが困難である場合、地方公共団体が排出報告制度を設ける場合の標準的様式を定めることはできないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>平成30年2月9日付けの検討要請を踏まえ、事業者の負担軽減を図りながら、より実効ある制度運用とするために、事業者の温暖化対策推進の条例を定めて実施している地方自治体に対して、事業者の負担軽減にも配慮していただくように、協力を依頼することを検討したい。</p> <p>1. 共通様式の作成・報告の一元化について【経済産業省・環境省】</p> <p>○ 報告の共通様式を作成することについて</p> <p>① 省エネ法との共通様式について</p> <p>省エネ法に基づく報告項目と温対条例に基づく報告項目について、重複項目の有無は自治体ごとに異なっている。これは、各地方自治体が独自の取り組みを実施する観点から様々な報告を求めていることによる。平成24年度に経済産業省が実施した報告項目の比較調査では、省エネ法に基づく報告項目について、全項目を温対条例でも求めている自治体は存在していない。また、一部の項目を温対条例でも求めている自治体については、調査対象37自治体で全て異なる項目パターンとなっている。このような状態で、全項目を取り込む共通様式を作成した場合には、事業者にとっては報告内容増加や報告内容選別の煩雑化といった作業負担増大が考えられ、共通様式の作成は困難である。</p> <p>※なお、地方自治体の条例上の報告制度の様式のうち、省エネ法定期報告書と共通する部分については、後述のとおり、省エネ法定期報告書の写しを提出すればよいという運用を例示して、自治体に協力を依頼することを検討したい。</p>	

② 温対法との共通様式について

温対法においては事業者全体（全国ベース）の排出量についてのみ報告を求めている一方、地方自治体の条例においては当該地方自治体の管轄区域内における事業者の排出量やそれ以外の様々な情報について報告を求めており、報告の対象範囲が大きく異なっている。従って、温対法の報告と条例の報告との間に共通する項目はほとんどなく、共通様式の作成の意義は乏しいと考えられる。

※わずかながら共通項目があるとすれば、温対法においては一の事業所からの排出量が一定規模を超える場合には当該事業所の排出量も事業者全体の排出量の内訳として報告することとしているところ、当該事業所の排出量については、当該事業所が設置されている地方自治体への報告と共通の項目となる可能性がある。これについては、後述のとおり、温対法報告書の写しを提出すればよいという運用を例示して、自治体に協力を依頼することを検討したい。そもそも温対法独自の報告事項は7種類の温室効果ガスの排出量及び調整後温室効果ガス排出量のみであり（参考資料2中の第1表の②～⑩、第2表及び別紙第1表の②～⑩参照）、これについては写しの提出という運用によって事業者の負担は十分に軽減されると考える。

○ 報告先の一元化については、以下の理由で困難である。

- ① 条例に基づく報告の報告先を国とすることは、地方自治の本旨に反するものであり法制上困難である。
- ② 国への報告を地方自治体を經由して行うこととするのは、事業者が自身の事業所が所在するすべての自治体に報告書を提出しなければならないこととなり、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては大幅な負担増となるため困難である。一の都道府県にのみ事業所を有する事業者にとっては負担軽減になるかもしれないが、その場合であっても、地方自治体に經由事務という新たな負担を課すことになるため、困難である。
- ③ 一元化する場合には報告を受ける側が受けない側に報告書を必要な範囲で共有するという段取りになると想定されるところ、報告を受ける側にとっては、事務負担が大幅に増加し、また、報告を受けない側にとっては、報告書が共有されるまでにタイムラグが生じるため事業者への

適時適切な指導が困難になり、双方とも法又は条例の執行に支障をきたすおそれがある。

2. 標準様式について【環境省】

- 地方自治体間の標準様式を定めたとしても、結局、地方自治体には当該様式を、国には省エネ法の定期報告書様式を、それぞれ記入して提出しなければならないのであって、省エネ法との重複項目についての事業者負担の軽減にはつながらない。

3. 今後の対応について（地方自治体団体への依頼の検討）【環境省】

- 報告の一元化及び標準様式については上述の通りであるが、しかしながら、ご指摘の通り、事業者の負担軽減を図ることも極めて重要である。このため、事業者の温暖化対策推進の条例を定めて実施している地方自治体に対して、事業者の負担軽減にも配慮していただくように、協力を依頼することを検討したい。
- 事業者の負担軽減への配慮の方法として、具体的には、例えば、条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする（重複しない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）といった対応が考えられるので、こうした対応を例示して、協力依頼を行うことを検討したい。

(参考資料1) 地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告制度

○温暖化防止条例に基づく報告制度を導入している自治体

区 分	自 治 体 名				
都 道 府 県	北海道	岩手県	秋田県	茨城県	栃木県
	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	石川県
	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	徳島県
	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
政令指定都市	札幌市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
	京都市	広島市			

注1：都道府県及び政令指定都市のみを対象としている。

注2：平成25年2月1日時点で自治体のウェブサイトに掲載があった自治体である。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書」

○省エネ法定定期報告と温暖化防止条例に基づく報告との相違（1 / 2）

対象数 ・公表されている計画書対象数 ・「所」は事業所数	報告書形態 (●は必須)		電子データの提出方法 (●は必須)		事業者単位																					
	紙面	電子データ	電子申請	メール	特・第1表	特・第2表	特・第3表	特・第4表	特・第5表	特・第6表	特・第7表	特・第8表	特・第9表	特・第10表	特・第11表	特・第12表1	特・第12表2	特・第12表3	特・第12表4の1	特・第12表4の2	特・第12表5	特・第12表6の1	特・第12表6の2	特・第12表6の3	特・第12表7	
					名称等	エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの使用に係る原単位等の量	事業者全体及び事業分類毎のエネルギー使用に係る原単位等の量	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場	ベンチマーク指標の状況(該当する事業者のみ)	判断基準のベンチマークの状況に関する情報	エネルギーの合理化に関する判断基準の遵守状況	その他のエネルギー使用の合理化に関する実施措置	エネルギー管理指定工場の一覧	エネルギー管理指定工場の温度効果を受けしていない工場であって、エネルギー管理指定工場の一覧に掲載されていない事業者の温度効果ガス排出量	電気(熱)供給事業者において電気(熱)供給施設における燃料使用に伴い発生するCO2	調整後排出量	他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた係数	他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた係数	定める算定方法は係数と異なる算定方法又は係数の内容	調整後排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量および国内認証排出	京都メカニズムクレジットに係る情報	国内認証排出削減に係る情報	権利利益保護請求の有無		
北海道	510	●			○	○	○					○			○											
札幌市	276		●		○	○						○														
岩手県	223	●			○	○							○													
秋田県	135	●			○	○	○						○								○	○				
茨城県		○	○	○		○											○					○				
栃木県		●																								
群馬県	288	○	○		○	○		○	○				○										○			
埼玉県	722	●	●	●		○	○						○	○												
さいたま市※	108(所)	●	●		○																					
東京都	1372(所)	●	●										○	○												
神奈川県	551	○	○	○		○		○	○										○							
川崎市	164	●	●			○	○	○				○	○	○												
横浜市	327	●	●			○		○	○			○											○			
石川県		●																								
山梨県	195	●																		○						
長野県	203	○	○		○	○	○		○				○													
岐阜県	329	●	●			○	○						○										○	○	○	
静岡県	622(所)	●				○		○																○	○	○
愛知県	830(所)	●						○					○											○		
名古屋市	419(所)	●	○		○	○																				
三重県※	302(所)	●	●																							
滋賀県	271(所)	○	○	○	○							○														
京都府	743	○	○	○		○	○		○				○											○		
京都市	146	●	●			○	○					○	○	○									○			
大阪府	740	●	●	○		○	○					○	○	○					○				○			
兵庫県	647(所)	●																					○		○	
和歌山県		●				○	○						○	○												
鳥取県	76	●				○	○	○					○													
岡山県	301	●	●	○		○		○					○	○										○		
広島県		●	○					○					○													
広島市	105	●	●		○	○		○					○													
徳島県	137	●				○	○						○										○			
香川県	95	●				○							○										○			
長崎県	106	●				○	○	○					○											○		
熊本県	205	○	○	○		○		○					○	○									○			
宮崎県		●				○		○					○										○			
鹿児島県	121	●				○		○					○										○			
						25	18	12	12	4	1	0	3	24	9	1	25	1	13	0	0	2	15	1	2	0

注：温暖化防止条例に基づく報告制度で報告する範囲が当該自治体内における分となるため、「○」が付されていても報告内容は必ずしも同一ではない。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書」

○省エネ法定期報告と温暖化防止条例に基づく報告との相違（2 / 2）

対象数 ・公表されている計画書対象数 ・「所」は事業所数	報告書形態 (●は必須)		電子データの提出方法 (●は必須)		事業所単位												
	紙面	電子データ	電子申請	メール	指-第1表	指-第2表	指-第3表	指-第4表	指-第5表	指-第6表	指-第7表	指-第8表	指-第9表1	指-第9表2	指-第9表3	指-第9表4	指-第9表5
					エネルギー管理指定工場 の名称等	エネルギー使用量及び販売する主な設備のエネルギー量	設備及びエネルギーを消費する主な設備の内容、稼働状況及び、新設、改造	エネルギー使用量と密接な関係をもつ	エネルギー使用に係る原単位	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場	エネルギー使用の合理化に関する判断基準の遵守状況	エネルギー使用に伴い発生するCO2排出量	電気(熱)供給事業者において電気(熱)供給施設における燃料使用に伴い発生するCO2	他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた係数	温対法で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容	権利利益保護請求の有無
北海道	510	●															
札幌市	276		●		○												
岩手県	223	●															
秋田県	135	●															
茨城県		○	○	○				○									
栃木県		●				○		○		○				○	○	○	○
群馬県	288	○	○		○												
埼玉県	722	●	●	●		○	○			○				○			
さいたま市※	108(所)	●	●	○		○	○			○							
東京都	1372(所)	●	●			○	○							○			○
神奈川県	551	○	○	○		○			○					○			
川崎市	164	○															
横浜市	327	●	●			○				○				○			
石川県		●				○	○			○				○		○	
山梨県	195	●				○			○					○		○	
長野県	203	○	○		○												
岐阜県	329	●	●		○	○	○							○			
静岡県	622(所)	●															
愛知県	830(所)	●				○								○			
名古屋市	419(所)	●	○		○	○	○							○			
三重県※	302(所)	●	●											○			
滋賀県	271(所)	○	○	○	○	○	○							○			
京都府	743	○	○	○													
京都市	146	●					○							○			
大阪府	740	●	●	○		○	○										
兵庫県	647(所)	●				○	○		○					○			
和歌山県		●															
鳥取県	76	●															
岡山県	301	●	●	○										○			
広島県		●	○		○	○											
広島市	105	●	●		○	○								○			
徳島県	137	●												○			
香川県	95	●					○							○			
長崎県	106	●															
熊本県	205	○	○	○													
宮崎県		●															
鹿児島県	121	●				○											

17 16 1 1 5 3 0 0 18 1 3 2 1

注：温暖化防止条例に基づく報告制度で報告する範囲が当該自治体内における分となるため、「○」が付されていても報告内容は必ずしも同一ではない。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書

(参考資料2) 温対法報告様式

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令様式第1より抜粋

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

[中略]

【特定排出者単位の報告】

排出年度：_____ 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量				
			①エネルギー 起源 CO ₂	②非エネルギー 起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃 料使用に伴う非エ ネルギー起源 CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
			⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー 起源 CO ₂ (発電所等配分 前)
—	特定排出者全体		① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
			⑥ t-CO ₂	⑦ t-CO ₂	⑧ t-CO ₂	⑨ t-CO ₂	⑩ t-CO ₂
1	事業の名称		① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
2	事業の名称		① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
3	事業の名称		① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

[中略]

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

[中略]

事業所番号	
-------	--

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO ₂ t-CO ₂	②非エネルギー起 源 CO ₂ (③を除 く) t-CO ₂	③廃棄物の原燃料使用に 伴う非エネルギー起源 CO ₂ t-CO ₂	④メタン t-CO ₂	⑤N ₂ O t-CO ₂
⑥HFC t-CO ₂	⑦PFC t-CO ₂	⑧SF ₆ t-CO ₂	⑨NF ₃ t-CO ₂	⑩エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前) t-CO ₂

[後略]